

京都市消防局訓令甲第8号

各 部  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防局違反処理規程の一部を次のように改正する。

令和3年3月29日

京都市消防局長 山内 博貴

第11条の見出し中「処理方針」を「違反処理の方針」に改め、同条中「に当たっては、あらかじめ処理の方針を決定しておくものとする。」を「を実施するに当たり、違反処理の方針を決定するものとする。」に改め、同条に次の1項を加える。

2 署長は、前項の規定により違反処理の方針を決定する場合において、別に定める防火対象物を対象とするときは、違反对策検討会（違反の調査の検討や違反処理の方針の決定などを目的とした検討会をいう。）を開催するものとする。

第14条の2第5項を削る。

第16条の2第1項第2号中「及び区役所」を削る。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(消防局予防部予防課)